

自動車による菓子製造業取扱要領

第1 趣旨

この要領は、自動車（道路運送車両法第2条第2項に定めるものをいう。ただし二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）を除く。）により菓子類（パン類を含む。）を製造販売する形態の営業について、必要な取扱い事項を定めることにより、食品の衛生上の事故を防止することを目的とする。

第2 申請及び許可

自動車により菓子類（パン類を含む。）を製造販売を営もうとする者（以下「営業者」という。）は食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第52条に基づき、菓子製造業（自動車）の許可を受けなければならないこと。

第3 営業予定地等の届出

- 1 営業者は、営業許可申請に際し、営業予定地等を記載した届出書（様式1）正副2通を営業許可申請書に添付すること。
- 2 営業者が前項の届出事項のうち、営業予定地を変更しようとするときはあらかじめ、また、営業自動車の車両登録番号を変更したときは10日以内に、変更届（様式2）正副2通を保健所長に届け出ること。
- 3 営業予定地等の届出及び変更届を受理した保健所長は、副の届出書の余白に受付印を押し、営業許可年月日、許可番号、許可保健所及び有効期間を記入して届出者に交付すること。
- 4 営業地域が許可を受けた保健所の所管区域外にわたる場合には、営業者は許可を受けた日から10日以内に、届出書（様式1）1通を当該地域を所管する保健所長に届け出ること。
- 5 前項の届出を受理した保健所長は、営業者が携帯する副の届出書の提出を求め、当該予定地の記載を確認のうえ、その余白に受付印を押し交付すること。
- 6 営業者又は従事者は、営業中常に営業許可証及び届出書の副を携帯しなければならない。

第4 営業施設の基準

- 1 静岡県食品衛生法施行条例第3条第2項の規定に基づき、菓子製造業の営業施設の基準を次のとおりしんしゃくする。
 - （1）更衣設備は、省略することを認める。
 - （2）流水式手洗設備は、流水式洗浄設備をもって兼ねることができる。
 - （3）添加物保管庫は添加物を使用しない場合、省略することを認める。
- 2 営業自動車の具備すべき要件は、次のとおりとする。
 - （1）運転席と区画され、じんあい、雨水、及びこん虫等が内部に侵入しない構造であること。
 - （2）給水タンク及び排水タンクは、清掃し易い構造で、かつ耐久性のあるも

のとし、特に給水タンクは、無害で衛生的な材質で作られていること。

(3) 給水タンク及び排水タンクの容量は、次のとおりとする。

給水タンク 軽自動車にあつては40リットル以上

軽自動車以外の自動車にあつては200リットル以上

排水タンク 汚水を入れるに十分な大きさの容量であること。

第5 監視指導

保健所長は、年間計画に基づき許可した営業自動車の監視指導を行うこと。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から、施行する。

2 浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町及び龍山村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、静岡県自動車による菓子製造業取扱要領(平成16年6月29日衛食第141号)の規定によりされた手続きその他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは同日以後においては、それぞれこの規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

正

様式1 (要領第3 営業予定地等の届出関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者 電話番号 - -
氏名(名称及び代表者氏名)

自動車による菓子製造業の営業予定地等(変更)届

このことについて下記のとおり届け出ます。

記

* 1 営業許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
許可の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 営業自動車

自動車の車名	車種	積載重量	排気量	車輛登録番号

3 営業予定地

月・日・時	営業場所

- 備考
- 1 許可申請時には*印欄は記入しないこと。
 - 2 変更届のときは変更事項を朱記すること。
 - 3 営業場所は 市 区 町 番地 商店東側空地等のように、わかりやすく書くこと。

副

様式1 (要領第3 営業予定地等の届出関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所(所在地)

届出者 電話番号 - -
氏名(名称及び代表者氏名)

自動車による菓子製造業の営業予定地等(変更)届

このことについて下記のとおり届け出ます。

記

* 1 営業許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号
許可の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

2 営業自動車

自動車の車名	車種	積載重量	排気量	車輛登録番号

3 営業予定地

月・日・時	営業場所

- 備考
- 1 許可申請時には*印欄は記入しないこと。
 - 2 変更届のときは変更事項を朱記すること。
 - 3 営業場所は 市 区 町 番地 商店東側空地等のように、わかりやすく書くこと。